事業カルテ

担当課	花のまちづくりセンター

事業名	花のまちづくりセンターの運営
予算費目	款 6 項 3 目 3 事業 花のまちづくりセンター管理費

1 事業概要

根拠法令等	□ 有（実施義務があるもの） ■ 有（規定はあるが義務ではないもの）	法令等の名称 生駒市花のまちづくりセンター条例
	□ 無（法的根拠はないが、国、県等の指導、要請等に基づくもの）	
	□ 無（市独自の事業）	
国／県の基準	□ 有（国／県の基準（費用負担割合）どおり実施）	
	□ 有（国／県の基準はあるが、市独自基準（費用負担割合）で実施）	
	（国／県の基準）	
	（市独自基準）	
上位計画等の位置づけ	■ 有 上位計画等の名称 生駒市緑の基本計画	
	□ 無	
事業期間	事業開始年度 13 年度 ※裏面「5 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。	
	事業終了年度 □ 設定有り 年度まで	■ 終了年度の設定はない
他市の実施状況	□ 他市では全く事例がない。 ■ 他市でも実施しているが事例は少ない。 □ 全ての市ではないが、多くの市で実施している。 □ 全ての市が実施している。	他市の状況（具体的に） 近畿圏内の他市においては、市長の方針により積極的に花と緑のまちづくりを推進している亀岡市などの事例もあるが、財政面から事務事業の見直しを求められている市や管理・運営を指定管理者に委ねている市が多い。
国、県、民間での類似事業の有無	□ 無し ■ 有り （ ■ 国 ■ 県 □ 民間 ）	
目的・意図（期待できる効果）	（当該事業を実施することによって何をめざすのか） 市民の緑化意識の高揚、植栽知識の普及を図ることにより、市民による花と緑のまちづくり活動の支援を行う。 また、地域での花と緑のまちづくりの核となる人材の育成を行い、まちづくりのリーダーとしての活動を積極的に支援する。 このような市民活動の支援を行い、「花のまちづくりセンターふろーらむ」の機能を充実させることにより、“花と緑であふれる庭先・窓辺・まちかど”を創り・育む市民まちづくりの促進を目指す。	
事業の概要（全体計画）	事業の対象 市民、ボランティア、自治会、小学校等公共施設他 （対象数: ） 総事業費 （平成 27 年度 ～ 令和 2 年度） 156,362 千円 ①花と緑に関する情報の収集及び提供：緑の相談所の開設、ホームページ・SNS等による情報提供 ②花と緑に関する研修会、講習会等の開催：主催教室等の開催（H30 79回、865名参加）、“みんなで作ろう花畑”の開催 ③花と緑に関する学習及び発表の場の提供：貸館業務（H30自主教室等 289件、2,872人）、親子りんご収穫体験、職業体験、幼稚園・小学校等の遠足の受入れ、花・緑まちづくりフェスタinふろーらむの開催（H30春 1,300人、秋 2,000人） ④花と緑の育成等：園内花壇・樹木の育成管理（花苗育苗 約4万株）、公共施設等への花苗の提供（俵口観光塔花壇、東生駒駅前花壇他）、花と緑のわがまちづくり助成制度(H30 102団体、全額みどりの基金充当）、花と緑の景観まちづくりコンテスト ⑤Cafeふろーらむの運営支援（H30利用者数 3,445人）	

事業費（千円）A	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
内訳	・緑の相談：1,600 ・花と緑のわがまちづくり助成金：5,532 ・管理等委託料：6,877 ・花と緑の景観まちづくりコンテスト：142 ・その他：12,113	・緑の相談：2,040 ・花と緑のわがまちづくり助成金：5,916 ・管理等委託料：6,733 ・花と緑の景観まちづくりコンテスト：143 ・その他：11,036	・緑の相談：2,040 ・花と緑のわがまちづくり助成金：5,782 ・管理等委託料：6,424 ・花と緑の景観まちづくりコンテスト：129 ・その他：10,908	・緑の相談：2,040 ・花と緑のわがまちづくり助成金：5,676 ・管理等委託料：7,321 ・花と緑の景観まちづくりコンテスト：134 ・その他：9,874	・緑の相談：1,080 ・花と緑のわがまちづくり助成金：6,380 ・管理等委託料：7,593 ・花と緑の景観まちづくりコンテスト：150 ・その他：11,748	・緑の相談：1,080 ・花と緑のわがまちづくり助成金：6,380 ・管理等委託料：7,593 ・花と緑の景観まちづくりコンテスト：150 ・その他：11,748
事業費計	26,264	25,868	25,283	25,045	26,951	26,951
職員従事者数(人・年) B	2.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
臨時職員	4.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
概算人件費 C（C=B×6,700千円+臨時雇賃金）	20,117	26,290	26,219	26,275	26,275	26,275
概算コスト A＋C	46,381	52,158	51,502	51,320	53,226	53,226
財源	46,381	52,158	51,502	51,320	53,226	53,226
国・県支出金						
起債						
その他特財(緑の基金)	5,532	5,916	5,782	5,676	6,380	6,380
一般財源	40,849	46,242	45,720	45,644	46,846	46,846
（内交付税措置）						

H29までは決算額、H30は決算見込み額、R1以降は予算額で記載しています。

2　事業の実績、成果

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込）
活動実績		・花と緑のわがまちづくり助成制度：105件 ・花と緑の景観まちづくりコンテスト応募件数：22件 ・緑の相談件数：501件 他	・花と緑のわがまちづくり助成制度：102件 ・花と緑の景観まちづくりコンテスト応募件数：17件 ・緑の相談件数：514件 他	・花と緑のわがまちづくり助成制度：102件 ・花と緑の景観まちづくりコンテスト応募件数：16件 ・緑の相談件数：521件 他	・花と緑のわがまちづくり助成制度：103件 ・花と緑の景観まちづくりコンテスト応募件数：19件 ・緑の相談件数：500件 他
成果実績	数値指標による成果				
	数値で表せない成果	助成金を活用して、公園、歩道等に年2回の植込みと日々の水やりや草引きなどの管理をボランティアで行っていただいている。	助成金を活用して、公園、歩道等に年2回の植込みと日々の水やりや草引きなどの管理をボランティアで行っていただいている。	助成金を活用して、公園、歩道等に年2回の植込みと日々の水やりや草引きなどの管理をボランティアで行っていただいている。	助成金を活用して、公園、歩道等に年2回の植込みと日々の水やりや草引きなどの管理をボランティアで行っていただいている。

3　事業の必要性、有効性、効率性等

□ 市民の日常生活に不可欠	■ 市民の日常生活に不可欠ではない
必要性	本来、市が関与すべき事業か？時代やニーズの変化により、事業の必要性が薄れていないか？この事業を廃止した場合、重大な支障があるか？など 「緑の相談」について、相談以外の方法としてインターネット等により容易に調べることができるようになってきた。
有効性 妥当性	事業目的に対して成果は十分でているか？他都市の水準と比較したとき、サービスの対象範囲や水準を見直す余地はないか？など 花や樹木の育成管理に係る悩みを解消するため、本センターの「緑の相談」を活用していただいており、成果は十分でている。しかし、県内で緑の相談所を設置しているのは本市のみであることから、緑の相談業務を県にも対応してもらってはどうかと考える（以前は、県でも対応されていた）。
効率性	成果を低下させず、コストを削減することができるか？外部委託など、民間の活用により業務を効率化できるか？手順や手続等の簡素化で、業務を効率化できるか？適切な受益者負担を行っているか？など ふろーらむでの相談日を週3日から週1日に減少することにより、緑の相談に係る人件費を削減できる。H30の年間実績は、相談日数147日、相談件数225件で、1日当たり約1.5件であることから、週1日にした場合でも1日当たり約5件となり、サービス低下にならないと考える。なお、出張相談（たけまるホール：週半日でH30は140件、南コミュニティセンター：週半日でH30は156件）は、現状通りとする。

その他（事業の先進性や独自性などシティプロモーションに寄与するか、また、過去に議会で一般質問や要望があった場合など特筆すべき内容を記入してください。）

4　事業の課題（現在生じている課題、今後継続するにあたり懸念される課題等）とその改善策

今後継続するにあたり懸念される主な課題としては、施設の老朽化に伴う施設保全費用の増加などが考えられる。
また、ふろーらむ設立当初の趣旨から事業内容も時代とともに変化してきたことから、再度、ふろーらむが目指すべき方向性を明確にする必要がある。
なお、本市における花と緑のまちづくりの推進に向けて、花のまちづくりセンターの運営は必要であるが、今後、本市の財政状況が大変厳しい状況に陥るようであれば、コスト削減等を図るための事務事業の見直しは致し方ないと考える。

5　事業の沿革、変遷等

市民の花と緑に対する関心が高まるなか、平成4年度から進めている「生駒フラワーシティ推進事業」をさらに充実させるための拠点施設として、また、市民と行政が一体となって花と緑のまちづくりを進めるための「情報発信基地」の役割を担う施設として、「花のまちづくりセンター」の整備が進められ、平成13年4月にオープンした。
その後、平成16年度の「生駒市緑の基本計画」策定を契機に、「花と緑と自然の先端都市・生駒」の実現に向けて、「情報発信基地」から「花と緑と自然の市民まちづくりの拠点施設」へと発展し、市民の緑化意識の高揚、植栽知識の普及を図るなどにより、市民による花と緑のまちづくり活動の支援を行っている。

【事業診断】

今後の方向性	□ 廃止　■ 改善のうえ継続　□ 現状で継続

【事務事業の改善案】

改善案の区分	具体案
サービスの範囲・水準の見直し	・「緑の相談」に係る相談日の削減 ふろーらむでの相談日を週3日から週1日に減少することにより、緑の相談員に係る人件費が年間約100万円削減できる。H30の年間実績は、相談日数147日、相談件数225件で、1日当たり約1.5件であることから、週1日にした場合でも1日当たり約5件となり、サービス低下にならないと考える。なお、出張相談（たけまるホール：週半日でH30は140件、南コミュニティセンター：週半日でH30は156件）は、現状通りとする。ただし、緑の相談員には相談業務の他にふろーらむの園内花壇、樹木の育成管理も行ってもらっているので、これらの業務に影響が出ないような体制づくりが必要となる。
実施手法の改善	
受益者負担の改善	
その他の改善	

改善案の実施時期	■ 令和元年度中 □ 令和2年度中 □ 令和3年度以降	実施目標年度	令和元年度
		（31年度までに実施できない理由を記載してください。）	
コストの改善方向	事業費	□ 増加　□ 維持　■ 削減	
	人員	□ 増加　■ 維持　□ 削減	

【総合所見】

これまでも、ふろーらむにおいては、事業の概要欄に記載のとおり、種々の事業を行うことにより、市民ボランティアの方々に地域で花と緑のまちづくりを推進する活動を行っていただいたりするなど、一定の成果があったものと考える。
これらの事業に加えて、現在は、地域の花のまちづくりのモデルとなるような花壇づくりとして、ふろーらむの庭を魅力的なナチュラルガーデンとなるよう取り組み、ツイッター等で今のふろーらむの様子やナチュラルガーデンの取り組み方のノウハウを発信するよう努めている。
また、新たにガーデンパーティを実施したり、ふろーらむを子育て世代や高齢者が集える場とするなど多様な活用を図るよう見直しを行っているところである。
なお、今後の方向性については、本市の財政状況が厳しさを増すことが想定されるため、コスト削減等の観点から、当該事業の目的をより明確にしたうえで、事務事業の見直しや体制の整備などを行う必要があると考える。

事業カルテ

担当課	国保医療課

事業名	子ども医療費助成事業						
予算費目	款	3	項	2	目	1	事業 子ども医療費助成事業費

1 事業概要

根拠法令等	■ 有（実施義務があるもの）　法令等の名称：生駒市子ども医療費助成条例
	□ 有（規定はあるが義務ではないもの）
	□ 無（法的根拠はないが、国、県等の指導、要請等に基づくもの）
	□ 無（市独自の事業）
国／県の基準	□ 有（国／県の基準（費用負担割合）どおり実施）
	■ 有（国／県の基準はあるが、市独自基準（費用負担割合）で実施）
	（国／県の基準）　所得制限：あり　一部負担金：通院500円/ﾚｾﾌﾟﾄ（小中は1,000円）、入院1,000円/ﾚｾﾌﾟﾄ
	（市独自基準）　所得制限：なし　一部負担金：通院500円/ﾚｾﾌﾟﾄ（小中も500円）、入院1,000円/ﾚｾﾌﾟﾄ
上位計画等の位置づけ	□ 有　上位計画等の名称
	□ 無
事業期間	事業開始年度　48 年度　※裏面「5 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。
	事業終了年度　□ 設定有り　年度まで　■ 終了年度の設定はない
他市の実施状況	□ 他市では全く事例がない。
	□ 他市でも実施しているが事例は少ない。
	□ 全ての市ではないが、多くの市で実施している。
	■ 全ての市が実施している。
	他市の状況（具体的に）：県基準では所得制限を設定しているものの、県内すべての市町村で撤廃。助成対象や窓口での一部負担においても各市町村においてそれぞれ独自に設定している。
国、県、民間での類似事業の有無	■ 無し
	□ 有り（ □ 国　□ 県　□ 民間 ）
目的・意図（期待できる効果）	（当該事業を実施することによって何をめざすのか） 子どもを養育している者に対し、子どもに係る医療費の一部を助成し、もって子どもの健康の維持及び福祉の増進を図る。
事業の概要（全体計画）	事業の対象　中学生までの児童　（対象数：18,000）
	総事業費（平成 27 年度 ～ 令和 2 年度）　1,866,808 千円
	事務費：13,741千円 扶助費：354,792千円 現物給付システム改修費：1,100千円

事業費（千円）A	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
内訳	事務費 6,904 扶助費 155,287	事務費 10,618 扶助費 241,536	事務費 9,919 扶助費 335,440	事務費 9,892 扶助費 338,421 システム改修 3,374	事務費 13,741 扶助費 354,792 システム改修 1,100	事務費 16,624 扶助費 369,160
事業費計	162,191	252,154	345,359	351,687	369,633	385,784
職員従事者数(人・年) B	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
うち臨時職員	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
概算人件費 C（C=B×6,700千円）	13,400	20,100	20,100	20,100	20,100	20,100
概算コスト A＋C	175,591	272,254	365,459	371,787	389,733	405,884
財源	175,591	272,254	365,459	371,787	389,733	405,884
国・県支出金	75,653	94,769	133,883	144,318	154,540	162,354
起債						
その他特財						
一般財源	99,938	177,485	231,576	227,469	235,193	243,530
（内交付税措置）						

H29までは決算額、H30は決算見込み額、R1以降は予算額で記載しています。

2 事業の実績、成果

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込）
活動実績		未就学児: 通院・入院の医療費を助成 小学生: 入院の医療費を助成 （8月から小・中学生の通院・入院まで拡大）	未就学児: 通院・入院の医療費を助成 小・中学生: 通院・入院の医療費を助成	未就学児: 通院・入院の医療費を助成 小・中学生: 通院・入院の医療費を助成	未就学児: 通院・入院の医療費を助成 （8月から県内医療機関は現物給付方式採用） 小・中学生: 通院・入院の医療費を助成
成果実績	数値指標による成果	助成件数:152,675件 助成総額:241,536千円	助成件数:207,936件 助成総額:335,440千円	助成件数:206,050件 助成総額:338,421千円	助成件数:226,500件 助成総額:354,792千円
	数値で表せない成果				

3 事業の必要性、有効性、効率性等

☐ 市民の日常生活に不可欠　☐ 市民の日常生活に不可欠ではない

必要性	本来、市が関与すべき事業か？時代やニーズの変化により、事業の必要性が薄れていないか？この事業を廃止した場合、重大な支障があるか？など 親の経済状況に左右されることなく、全ての子どもが必要な医療を受けることができる制度であり、全国的に少子化が進む中、若い世代が経済的な不安を感じることなく子どもを生み育てられる環境をつくるために、特に負担が大きい子どもの医療費を助成することは子どもの健全な育成に寄与するものである。
有効性 妥当性	事業目的に対して成果は十分でているか？他都市の水準と比較したとき、サービスの対象範囲や水準を見直す余地はないか？など 子育て家庭が安心して子どもの医療が受けられることから事業効果は高いと考えている。県基準と比較すると「所得制限を設けていない」「小・中学生の一部負担金を半額にしている」点で基準を緩和しており、市の単独事業となっているため、単独事業部分を見直すことは可能であると考える。（県補助基準部分は県の補助金が1/2）
効率性	成果を低下させず、コストを削減することができるか？外部委託など、民間の活用により業務を効率化できるか？手順や手続等の簡素化で、業務を効率化できるか？適切な受益者負担を行っているか？など 子どもが受ける医療費に対する助成であることから、扶助費の削減は難しい。また事務においては助成方法が自動償還となったことから効率化されたが、平成31年度から「未就学児の現物給付」が開始されることから、より気軽に受診できることになるため、医療費自体の増加と助成方法が並存することによる事務処理量の増加が懸念される。

その他（事業の先進性や独自性などシティプロモーションに寄与するか、また、過去に議会で一般質問や要望があった場合など特筆すべき内容を記入してください。）

4 事業の課題（現在生じている課題、今後継続するにあたり懸念される課題等）とその改善策

・本市の子ども医療費助成制度は、県基準と比較すると「所得制限を廃止している」「小中学生の一部負担金1,000円を500円にしている」部分で基準を緩和していることから、市の単独負担となる多額の助成財源の確保が必要となる。
・「所得制限」を設定することになると「更新案内」「申請受付」「所得調査」「結果通知」などの事務が新たに増える。
・「現物給付」の実施に向けた協議でも、県内市町村で制度を統一していこうという動きがあることから、制度の見直しを実施するなら県基準までの縮小と考える。
・令和元年8月から「未就学児現物給付」が開始される。今まで「自動償還払い」により助成していた対象者の一部が「現物給付」となることから、より気軽に受診できることになるため、医療費自体の増加が見込まれると共に、助成方法が並存することにより、これまで以上に複雑化し、事務処理量も増えることは明らかであることから職員の増員が必要となる。

5 事業の沿革、変遷等

・昭和48年　乳幼児医療費助成制度開始:　未就学児童に対する通院・入院の医療費を助成
・H17.8～　助成方法を自動償還払いに
・H24.8～　小学生の入院を助成対象（子育て支援の充実）とし、一部負担金を設定（ひとり親医療費助成はH23に実施）
・H26.4～　中学生の入院を助成対象に
・H28.8～　小・中学生の通院を助成対象に(県内市町村の足並みがそろい、県もそれに応えることで実施)
・H28.8～　ひとり親家庭、心身障害者、重度心身障害者医療費助成で所得制限（社会保障経費が増大する中、持続可能な制度にするために県基準に合わせる）（子ども医療費助成は子育て支援と子育て世代の獲得のため）
・R1.8～　助成方法を現物給付に（未就学児のみ）

【事業診断】

今後の方向性	□ 廃止　□ 改善のうえ継続　■ 現状で継続

【事務事業の改善案】

改善案の区分	具体案
サービスの範囲・水準の見直し	子育て家庭において特に負担が大きい子どもの医療費を助成することで子どもの健康維持増進、また少子化対策の一環として乳幼児医療費助成」が整備され、その後各市町村の政策として、「小学生の入院」、「小・中学生の通院・入院」、「所得制限の撤廃」と基準を緩和してきたものの、市の財政状況等を鑑み、増え続ける事業費の削減、見直しを検討するも、国保の県単位化や医療費助成の現物給付など県内市町村の意思統一が図られた中での制度運営のため、制度を大きく縮小することは難しいと考えるが、見直しを検討するならば「県基準」までと考える。
実施手法の改善	「所得制限」については、県内の全ての市町村が撤廃している。「現物給付」においても県内市町村統一して実施することから、本市のみ「所得制限」を設けることは県内統一した制度運営を目指している中では逆行した制度設計になると考える。また「現物給付」の実施による事務量の増加に加え、「所得制限」を設定することになると「更新案内」「申請受付」「所得調査」「結果通知」などの事務が増える上、毎年度この事務を行うこととなり、職員の増や時間外勤務の増による費用負担が新たに発生することになる。。
受益者負担の改善	自己負担において本市では通院500円、入院1,000円(14日以内は500円)としている。 県基準は未就学児の通院が500円、小・中学生が1,000円、入院は1,000円(14日以内は500円)となっている。制度開始当初は自己負担はなかったが、県基準が未就学児500円、小・中学生は1,000円と段階的に設定してきたが、本市はそれに遅れて一部負担金を変更している。受益者負担と言う金額設定ではないが、見直しを検討するなら、県基準までかと考える。
その他の改善	

改善案の実施時期	□ 令和元年度中 □ 令和2年度中 □ 令和3年度以降	実施目標年度	年度
		(31年度までに実施できない理由を記載してください。)	
コストの改善方向	事業費	□ 増加　□ 維持　■ 削減	
	人員	■ 増加　□ 維持　□ 削減	

【総合所見】

子ども医療費助成制度は全国の市町村で実施している事業であり、各市町村において「対象者」や「所得制限の設定」「一部負担金の有無、金額」などを独自に支給基準を設定している。本市においては県基準と比較すると「所得制限を廃止している」「小・中学生の一部負担金1,000円を500円にしている」部分で基準を緩和している。今年度から始まる「現物給付」の協議においても県内市町村の制度を統一していこうと意思統一が図られてきていることから、制度の見直しを実施するなら県基準までの縮小と考える。ただ、「所得制限」を設けることになると事業費全体の削減にはつながるものの更新手続や所得確認などの事務量が増え、また「現物給付」の開始に伴い事務が複雑化することから職員の増員が必要となる。結論として、担当課としては少子化対策など政策的な判断になるものと考える。

(単位：千円)

	所得制限	自己負担	H30予算	県補助	一般財源	効果
現　在	なし	あり	336,587	143,049	193,538	
1,000円(県基準)	なし	あり	316,160	143,049	173,111	△ 20,427
1,000円(県基準)	あり	あり	286,098	143,049	143,049	△ 50,489
500円(現状)	あり	あり	312,342	143,049	169,293	△ 24,245

(効果は一般財源による比較)

事業カルテ

担当課	こども課

事業名	【負】私立保育所保育実施負担金
予算費目	款 3 項 2 目 2 事業 11 保育実施事業費

1 事業概要

根拠法令等	■ 有（実施義務があるもの） □ 有（規定はあるが義務ではないもの） 法令等の名称：児童福祉法、子ども・子育て支援法 □ 無（法的根拠はないが、国、県等の指導、要請等に基づくもの） □ 無（市独自の事業）
国／県の基準	□ 有（国／県の基準（費用負担割合）どおり実施） ■ 有（国／県の基準はあるが、市独自基準（費用負担割合）で実施） （国／県の基準） （市独自基準）
上位計画等の位置づけ	□ 有 上位計画等の名称 ■ 無
事業期間	事業開始年度 29 年度 ※裏面「5 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。 事業終了年度 □ 設定有り 年度まで ■ 終了年度の設定はない
他市の実施状況	□ 他市では全く事例がない。 □ 他市でも実施しているが事例は少ない。 □ 全ての市ではないが、多くの市で実施している。 ■ 全ての市が実施している。 他市の状況（具体的に） 児童福祉法、子ども・子育て支援法により規定された事業であり、全ての市が実施している。
国、県、民間での類似事業の有無	■ 無し □ 有り（ □ 国 □ 県 □ 民間 ）
目的・意図（期待できる効果）	（当該事業を実施することによって何をめざすのか） 保育に欠ける児童について、心身ともに健やかに育成されること等を保障するものとした児童福祉法の基準を維持するため保育を民間保育所に委託したときに、その保育所に対して支弁し、保育の質を確保し、計画的に受入児童数の拡大を図る。
事業の概要（全体計画）	事業の対象：私立保育所・認定こども園 （対象数： ） 総事業費（平成 27 年度 ～ 令和 2 年度） 12,785,099 千円 児童福祉法に基づいて保育に欠ける児童を保育所に入所させた場合に、民間保育所における保育の実施に要する費用として支弁する。 負担割合 国1/2、県1/4、市1/4

事業費（千円）A	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	1,650,818	1,849,479	2,008,744	2,134,158	2,570,950	2,570,950
内訳	市内17園 市外18園	市内20園 市外15園	市内20園 市外24園	市内21園 市外30園		
事業費計	1,650,818	1,849,479	2,008,744	2,134,158	2,570,950	2,570,950
職員従事者数(人・年) B						
うち臨時職員						
概算人件費 C（C=B×6,700千円）	0	0	0	0	0	0
概算コスト A＋C	1,650,818	1,849,479	2,008,744	2,134,158	2,570,950	2,570,950
財源	1,650,818	1,849,479	2,008,744	2,134,158	2,570,950	2,570,950
国・県支出金	701,962	782,498	900,055	964,883	1,336,242	1,336,242
起債						
その他特財	462,258	514,335	519,075	539,779	575,707	575,707
一般財源	486,598	552,646	589,614	629,496	659,001	659,001
（内交付税措置）						

H29までは決算額、H30は決算見込み額、R1以降は予算額で記載しています。

2　事業の実績、成果

		平成28年度	平成29年度	平成30年度（見込）	令和元年度（見込）
活動実績		決算額　1,849,479千円 市内20園 市外15園	決算額　2,008,744千円 市内20園 市外24園	決算見込額　2,134,158千円 市内21園 市外30園	見込額　2,570,950千円
成果実績	数値指標による成果	適切な保育サービスを提供できた。	適切な保育サービスを提供できた。	適切な保育サービスを提供できた。	
	数値で表せない成果				

3　事業の必要性、有効性、効率性等

□ 市民の日常生活に不可欠	■ 市民の日常生活に不可欠ではない
必要性	本来、市が関与すべき事業か？時代やニーズの変化により、事業の必要性が薄れていないか？この事業を廃止した場合、重大な支障があるか？など 児童福祉法及び子ども・子育て支援法により義務付けられているため、必ず給付する必要がある。
有効性 妥当性	事業目的に対して成果は十分でているか？他都市の水準と比較したとき、サービスの対象範囲や水準を見直す余地はないか？など 児童福祉法及び子ども・子育て支援法により義務付けられているため、妥当である。
効率性	成果を低下させず、コストを削減することができるか？外部委託など、民間の活用により業務を効率化できるか？手順や手続等の簡素化で、業務を効率化できるか？適切な受益者負担を行っているか？など 公定価格から利用者負担分を差し引くこととされており、そこに特段の裁量が無いため、算出は容易で効率的である。

その他（事業の先進性や独自性などシティプロモーションに寄与するか、また、過去に議会で一般質問や要望があった場合など特筆すべき内容を記入してください。）

4　事業の課題（現在生じている課題、今後継続するにあたり懸念される課題等）とその改善策

法に基づき実施しているため特にないが、公定価格の増加、処遇改善に対する給付方法の変更に伴い、市の支出が増加する可能性がある。

5　事業の沿革、変遷等

子ども・子育て支援新制度が平成27年度に導入されたことをふまえ、本市においても認定こども園への移行が平成29年度より始まった。子ども・子育て支援新制度における認定こども園・小規模園等への「施設型給付」は子ども・子育て支援法により義務付けられた給付方法により実施している。

【事業診断】

今後の方向性	□ 廃止　□ 改善のうえ継続　■ 現状で継続

【事務事業の改善案】

改善案の区分	具体案
サービスの範囲・水準の見直し	
実施手法の改善	
受益者負担の改善	
その他の改善	

改善案の実施時期	□ 令和元年度中 □ 令和2年度中 □ 令和3年度以降	実施目標年度	年度
		(31年度までに実施できない理由を記載してください。)	
コストの改善方向	事業費	□ 増加　□ 維持　□ 削減	
	人員	□ 増加　□ 維持　□ 削減	

【総合所見】

法定補助金であり、本市の事務における裁量の余地は少ないが、「4　事業の課題」にも記載したとおり、公定価格の増加、処遇改善に対する給付方法の変更に伴って、市の支出が増加する可能性があり、市の財政にも多大な影響を与えるものと考えることから、今後の幼児教育無償化の動きと併せて、国の動向を注視していく必要がある。

事業カルテ

担当課	こども課

事業名	【補】私立保育所市単独補助金
予算費目	款 3 項 2 目 1 事業 25 私立保育所運営等助成費

1 事業概要

根拠法令等	□ 有（実施義務があるもの）	法令等の名称
	□ 有（規定はあるが義務ではないもの）	
	□ 無（法的根拠はないが、国、県等の指導、要請等に基づくもの）	
	■ 無（市独自の事業）	
国／県の基準	□ 有（国／県の基準（費用負担割合）どおり実施）	
	□ 有（国／県の基準はあるが、市独自基準（費用負担割合）で実施）	
	（国／県の基準）	
	（市独自基準）	
上位計画等の位置づけ	□ 有 上位計画等の名称	
	■ 無	
事業期間	事業開始年度 59 年度	※裏面「5 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。
	事業終了年度 □ 設定有り 年度まで	■ 終了年度の設定はない
他市の実施状況	□ 他市では全く事例がない。	他市の状況（具体的に）
	□ 他市でも実施しているが事例は少ない。	市独自で何らかの民間保育所への補助を行っている。（別紙参照）
	■ 全ての市ではないが、多くの市で実施している。	
	□ 全ての市が実施している。	
国、県、民間での類似事業の有無	□ 無し	
	■ 有り （ ■ 国 ■ 県 □ 民間 ）	
目的・意図（期待できる効果）	（当該事業を実施することによって何をめざすのか）	
	私立保育所が健全な経営を持続していくために、国や県からの補助対象とならない事業に対して補助を行い、子育て支援施策の充実を図る。	
事業の概要（全体計画）	事業の対象 私立保育所 （対象数: ）	
	総事業費 （平成 27 年度 ～ 令和 2 年度） 455,678 千円	
	・行事費補助金 ・給与改善費補助金 ・嘱託医報酬補助金 ・施設運営費補助金 ・民間保育園備品充実費補助金 ・修理費補助金	

事業費（千円）A	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
内訳	67,181（別紙参照）	74,462（別紙参照）	74,860（別紙参照）	78,485（別紙参照）	80,345	80,345
事業費計	67,181	74,462	74,860	78,485	80,345	80,345
職員従事者数(人・年) B						
うち臨時職員						
概算人件費 C（C=B×6,700千円）	0	0	0	0	0	0
概算コスト A＋C	67,181	74,462	74,860	78,485	80,345	80,345
財源	67,181	74,462	74,860	78,485	80,345	80,345
国・県支出金						
起債						
その他特財						
一般財源	67,181	74,462	74,860	78,485	80,345	80,345
（内交付税措置）						

H29までは決算額、H30は決算見込み額、R1以降は予算額で記載しています。

2　事業の実績、成果

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込）
活動実績		決算額　74,462千円 （別紙参照）	決算額　74,860千円 （別紙参照）	決算見込額　78,485千円 （別紙参照）	見込額　80,345千円
成果実績	数値指標による成果	「給与改善費補助金」、「嘱託医報酬補助金」等の6補助金について、当初見込みより実績が増加した。	「給与改善費補助金」、「嘱託医報酬補助金」等の6補助金について、当初見込みより実績が増加した。	「給与改善費補助金」、「嘱託医報酬補助金」等の6補助金について、当初見込みより実績が増加した。	
	数値で表せない成果				

3　事業の必要性、有効性、効率性等

□ 市民の日常生活に不可欠	■ 市民の日常生活に不可欠ではない
必要性	本来、市が関与すべき事業か？時代やニーズの変化により、事業の必要性が薄れていないか？この事業を廃止した場合、重大な支障があるか？など 年々増加する保育ニーズに応えるために民間保育園が担っている役割は大きく、その健全な運営を継続させるためには、国や県補助で対応できない支出に対して補助する必要がある。 しかし、保育士確保のために必要とされる保育士の処遇改善に係る補助の増額や対象となる保育所が限定され実績が少ない補助の廃止など見直しの余地がある。
有効性 妥当性	事業目的に対して成果は十分でているか？他都市の水準と比較したとき、サービスの対象範囲や水準を見直す余地はないか？など 利用数等の当初見込みより実績数が上回っている補助メニューが多いことから有効であるが、必要とする保育所が限定的であったり必要性が低いと思われる補助メニューについて見直しを行ったが、一部の保育所で混乱が生じている。
効率性	成果を低下させず、コストを削減することができるか？外部委託など、民間の活用により業務を効率化できるか？手順や手続等の簡素化で、業務を効率化できるか？適切な受益者負担を行っているか？など 補助メニューが多くその審査に時間を要することから、必要性の少ない補助を廃止するなど見直しの余地がある。
その他（事業の先進性や独自性などシティプロモーションに寄与するか、また、過去に議会で一般質問や要望があった場合など特筆すべき内容を記入してください。）	

4　事業の課題（現在生じている課題、今後継続するにあたり懸念される課題等）とその改善策

保育士の不足が本市における待機児童を解消できない大きな要因となっており、その保育士を確保できない要因の1つが、保育士の処遇に係る問題となっている。
補助メニューの1つである「給与改善費補助金」では、奈良市と比較すると大幅に低く、保育士が奈良市へ流れている状況である。このことから、「給与改善費補助金」を増額するよう市内私立保育士会からも要望書が出されており、平成31年度予算では一人当たり単価10,400円から13,250円まで増額したが、未だ金額差があるため、状況を見ながら更に増額を検討する必要がある。

5　事業の沿革、変遷等

民間保育所の健全な運営と保育サービスの充実を図るために昭和59年度に創設した「民間保育所等運営費補助金」については、その後、民間保育所からの要望や国庫・県費での補助金の創設や廃止に伴って、補助対象項目を逓次的に増減させてきた。（市単独補助金における変更内容としては、「給与改善費補助金」の補助額の変更（H22））等が挙げられる。）
平成31年度予算では、従前から市内私立保育士会から要望書が出ていた「給与改善費補助金」を増額するとともに、市内私立保育所へのアンケート結果から必要性の低い補助金の廃止及び補助基準額の減額を行った。
・給与改善費補助金　10,400円／人→13,250円／人
・補助メニュー　10項目→6項目

【事業診断】

今後の方向性	□ 廃止　■ 改善のうえ継続　□ 現状で継続

【事務事業の改善案】

改善案の区分	具体案
サービスの範囲・水準の見直し	・保育士不足の要因の一つである給与の低さを改善するため、効果の少ない補助メニューを廃止し、給与改善費補助金の交付基準を更に上げる。 ・必要性が低いと思われる補助金を廃止したが、混乱が生じている私立保育所もあり、今後実績による検証が必要である。
実施手法の改善	
受益者負担の改善	
その他の改善	

改善案の実施時期	■ 令和元年度中 □ 令和2年度中 □ 令和3年度以降	実施目標年度	年度
		(31年度までに実施できない理由を記載してください。)	
コストの改善方向	事業費	□ 増加　■ 維持　□ 削減	
	人員	□ 増加　□ 維持　□ 削減	

【総合所見】

【事務事業の改善案】にも記載したとおり、民間保育所に対して交付している市単独補助金のうち「給与改善費補助金」は、保育士不足の要因の1つであると考えられる給与の低さを改善する必要があるため、他の補助金の項目を削減してでも金額を増加する必要があると考える。

他方、一部の補助金については固定的で既得権化している実態も伺えることから、民間保育所に対してアンケート調査し必要性が低いと思われる補助金について廃止及び補助基準額の減額を行ったが、保育所によっては混乱もあり、今後更に保育需要の多様化等、状況の変化に合わせた調整を行い、効果的な補助金の支出となるよう見直しが必要である。

平成27年度

補助名	計
民間保育園健全育成事業補助金	1,392,000
行事費補助金	1,965,600
給与改善費補助金	33,758,400
嘱託医報酬補助金	2,334,167
施設運営費補助金	9,662,500
日本スポーツ振興センター加入費補助金	203,630
保育会保育士部会費負担金補助金	315,500
民間保育園備品充実費補助金	3,968,800
修理費補助金	9,517,643
ぎょう虫・検尿・検便補助金	4,062,340
合計	67,180,580

平成28年度

補助名	計
民間保育園健全育成事業補助金	1,392,000
行事費補助金	2,031,650
給与改善費補助金	39,790,400
嘱託医報酬補助金	2,950,000
施設運営費補助金	10,029,692
日本スポーツ振興センター加入費補助金	237,520
保育会保育士部会費負担金補助金	328,500
民間保育園備品充実費補助金	4,274,250
修理費補助金	9,544,325
ぎょう虫・検尿・検便補助金	3,883,237
合計	74,461,574

平成29年度

補助名	計
民間保育園健全育成事業補助金	1,369,089
行事費補助金	2,034,328
給与改善費補助金	39,842,400
嘱託医報酬補助金	2,960,000
施設運営費補助金	10,405,652
日本スポーツ振興センター加入費補助金	212,075
保育会保育士部会費負担金補助金	346,500
民間保育園備品充実費補助金	4,503,286
修理費補助金	9,239,000
ぎょう虫・検尿・検便補助金	3,947,322
合計	74,859,652

平成30年度

補助名	計
民間保育園健全育成事業補助金	1,352,000
行事費補助金	2,132,216
給与改善費補助金	41,849,600
嘱託医報酬補助金	2,950,000
施設運営費補助金	11,194,674
日本スポーツ振興センター加入費補助金	198,060
保育会保育士部会費負担金補助金	331,500
民間保育園備品充実費補助金	4,494,675
修理費補助金	9,837,507
ぎょう虫・検尿・検便補助金	4,144,850
合計	78,485,082